

< 事務連絡 >  
平成 23 年 3 月 18 日

健康保険委員 殿

東京都電機健康保険組合  
業 務 部

### 任意継続被保険者資格取得申請時に係る保険料納付方法の変更について

時下、貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当健康保険組合の事業運営には深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、現行、資格取得申請時に一か月分以上の保険料納付をお願いしているところでございますが、昨今、遠隔に居住する被保険者が数多くなってきたこと等から、資格取得申請者の現金書留等による保険料納付の煩わしさを解消するため、資格取得申請時に係る現行の納付方法を改め、期日を指定した納付方法としますのでお知らせ致します。

なお、従来通り、資格取得申請時に納付いただいても差し支えございません。

#### 記

変 更 日 平成 23 年 4 月 1 日受付分より変更します。  
納付方法 納付書は資格取得申請時に新しい保険証と一緒にお渡し  
しますので、必ず期限までに納付してください。  
納付場所、納付期限日は納付書に記載されてます。

以上

指定された期日までに納付が無かった場合は正当な理由があったと認められない限り、資格取得申請は無かったものとなりますのでご注意願います。  
(交付した保険証は資格取得日に遡り無効となります。)